



Title	明末、嘉興府嘉善県における救荒について
Author(s)	藤田、佳美
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1985, 18, p. 23-44
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/47984">https://hdl.handle.net/11094/47984</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 明末、嘉興府嘉善県における救荒について

藤田佳美

## はじめに

天候不順による水害、旱害、蝗害などの自然災害は、農業生産を減少させ、食糧不足即ち飢饉を生み出す。飢饉が原因となる流民の発生、疫病の蔓延、そのための人口の減少などは、社会に少なからぬ影響を与えた。それゆえ救荒乃至は荒政と呼ばれる飢饉対策は、明代の為政者達にとって重大な関心事の一つであった。それぞれの飢饉に対する救荒の功拙如何が、被害の規模や範囲を大きく左右したからである。しかしながら、明代の救荒の具体像については、未だ明らかになつていらない点が多い。

そこでまず最初に、明朝の救荒策について概観してみよう。明朝は、洪武十八年（一三八五）に地方の被災を地方官が中央に報告しない場合には、耆民が訴え出ることを許し、同二十六年（一三九三）被災地の地方官に被災状況を調査し、戸部に報告することを義務づけた。<sup>(1)</sup> 調査、報告の責任は、主に按察使が負つた。この報告を受けると、王朝は官を派遣して被災状況を再調査し、対策として税糧の免除、米から布や絹への折徵を行つた。この免除の割

合は被災の度合によつて定められた。<sup>(3)</sup>同時に被災地の農民に米や錢などを支給して救済を行つた。そのためには中央からの内帑金や、地方官衙に留め置かれていた穀物があてられた。正統年間（一四三五—四九）になると、贖罪米を賑済にまわすようになり、その後さらに、米穀捐納者には量に応じて官位が与えられるという政策により、賑済用米穀の確保がはかられた<sup>(4)</sup>。この他に売られた子女を収贖し、皇莊の湖泊の禁を弛めて一般に解放し、また捨子の收養にも意を用いた。他方、流民に対しては、官舎を建てたり、故郷に帰るための旅費を与えた<sup>(5)</sup>。

一方、飢饉に備える救荒用穀物の備蓄策として建設されたのが預備倉であつた。預備倉については、清水泰次氏、星斌夫氏の研究があり<sup>(6)</sup>、それによれば、預備倉は洪武二十年代に全国のかなりの地域に建てられ、一県に四倉ずつ設けられた。資本は官銀によることが原則であつたが、穀物の買い入れ、実際の管理、運営には里老人が大きく関わつていていた。ただしこの預備倉は永樂年間には機能が廢弛し、正統五年（一四五〇）に再び制度の建て直しが計られた。ついで弘治年間（一四八七—一五〇五）には貯蓄すべき穀物の量が定められるなど、中央の管理強化が行われたが、後になると多くの場合、贖罪米や富民の捐納米によつて倉穀を確保するようになつた<sup>(7)</sup>。しかし、預備倉は嘉靖年間（一五二一—六六）頃までには、多くが衰廃し、かわつて社倉、常平倉、義倉が救済用穀物備蓄施設として建てられるようになつた。特に社倉は万曆年間（一五七二—一六二〇）以降広く全國に建てられ、備蓄用施設の中核としての機能を持つにいたつた。

明末の救荒については、森正夫氏の「十六—十八世紀における荒政と地主佃戸関係」の研究があり<sup>(8)</sup>、長江下流デルタ地域の荒政について論じておられる。しかしながら、郷紳や地方官による救荒の具体的な内容については、なお研究の余地があると思われる。そこで本稿では、明末に浙江省の一地方において実際に救荒にたずさわった陳龍正

という一郷紳に着目し、彼の行つた救荒に関する記録を取り上げ、救荒の具体的あり方を見てみたい。

## 二、陳龍正の経歴

陳龍正は、万曆十三年（一五八五）浙江省嘉興府嘉善県に父陳于王の第二子として生まれた。陳家は代々嘉善県胥山郷に住み、名望家という程でもなかつたようであるが、祖父も飢饉の際には貸米返済の猶与を行つた家柄であつた。<sup>(9)</sup>父の代になつて初めて官僚となり嘉善県城に住居を移した。<sup>(10)</sup>父于王は進士及第後、句容知県、四川按察使、福建按察使といった地方官を歴任している。<sup>(11)</sup>以下、陳龍正の文集である『幾亭全書』付録「陳祠部公家伝」を基礎に、荒木見悟氏、溝口雄三氏の研究<sup>(12)</sup>を参照しつつ、彼の事蹟を年表にまとめた。

○万曆十三年（一五八五） 嘉善県に生まれる。幼年時代には、湖州の学者で善書の普及に尽くした袁黃<sup>(13)</sup>に才能を認められた。

○万曆四十三年（一六一五） 父死。この頃より学問に志し、同郷の学者吳志遠、著名な文人帰有光の子である帰季思などに教えを受く。また、嘉善県の大郷紳で礼部尚書にもなり、王陽明の弟子の学者王畿<sup>(14)</sup>の門弟でもあつた丁賓<sup>(15)</sup>につき、陽明学を知る機会を得る。三七、八才になり、吳志遠を訪ねて、吳と親交のあつた東林党のリーダー的存在で無錫の学者高攀龍<sup>(16)</sup>に教えを受ける機会を得る。さらに四十才のときに無錫で再び教えを受けた。

○天啓五年（一六二五） 宦官魏忠賢により東林党禍起る。この時、逮捕された、高攀龍のもとで同学であつた魏大中<sup>(17)</sup>を送つて無錫に行く。間もなく高攀龍、息子の義父の吳宗建逮捕され、吳宗建を送つて蘇州に行く。翌年高攀龍自殺。○崇禎三年（一六三〇） 元旦、鶴鳴を聞き胸中眩然として生生の旨を悟る。三月、嘉善県の米価騰貴に際し、祖先が長く住み陳家の佃戸も多数居住している胥五区の貧民を対象に米穀給与を行う。また北運の負担不平等が問題化する。

- 崇禎四年（一六三一） 嘉善県で十年毎の戸籍財産調査である造冊にあたり均役を主張する。<sup>(18)</sup>また貧民の教化と救済を目的とするサークル同善会を嘉善県に設置する。また父の遺訓により義莊を設置し、同族内の貧民救済を行う。
  - 崇禎七年（一六三四） 進士合格。殿試で三甲の末であつたため、三年間郷里嘉善県へ帰り郷村活動を行ふ。
  - 崇禎八年（一六三五） 嘉善知県李陳玉と協同して社倉建設を推進する。また「春防流寇事宜」などを著わして郷村防衛を主張する。
  - 崇禎九年（一六三六） 上京。
  - 崇禎十年（一六三七） 中書舍人を授けられる。
  - 崇禎十三年（一六四〇） 河南へ公用で行き、華北各地で大飢饉を目撃する。八月、嘉善県へ帰り、郷里の米価高騰に對して一郷紳として、県内の郷紳や布商人、新安商人の質屋たちに平糶（米の安値売り出し）<sup>(19)</sup>を勧める。
  - 崇禎十四年（一六四一） 嘉善県大飢饉。錢士升ら県内の郷紳らと共に平糶を行う。他に留米（備蓄用穀物徵収）などを県内の郷紳たちに提案。
  - 崇禎十五年（一六四二） 煮粥その他の貧民救済策を提案。『救荒策會』を著わす。天子の命令により上京。
  - 崇禎十七年（一六四四） 帰郷。三月、北京陥落。南京政府から礼部祠部祭司員外郎を授けられる。
  - 順治二年（一六四五） 病死。
- 陳龍正は、高攀龍、魏大中、錢士升らの著名な東林党の人々と關係が深く、とくに同郷人で崇禎年間に大學士になる錢士升とは、郷村での活動の際には頻繁に連絡を取り合うほどの間柄であつた。また紹興の学者劉宗周<sup>(22)</sup>とも親交があり、思想上共通点が多かつた。陳龍正自身は中央の官界では特別目立つた活躍はしなかつたが、東林列伝に名を連ね、東林党の人士とみなされている。
- 陳龍正の思想については、荒木、溝口両氏の研究があり、それによれば彼は二十代に入り学問を始めたが、とく

に二十代後半になつて高攀龍への傾倒を深めた。そして高攀龍の思想の影響を強く受け、彼同様王靜を尊重した。

王陽明に対する対しては、陳龍正は彼の功績を賞賛し、「陽明要書」、「陽明先生保甲法」、「陽明先生鄉約法」などの著作を著わして、強い親近感を示している。陽明の思想に関するても、人心覚醒の威力のあることを認め、その抜本塞源論については贊意をあらわしている。しかし一方、高攀龍をはじめとする東林党の多くの人々と同様、道徳自体を桎梏視するような風潮を生み出した陽明学の左傾化に対しては警戒を示した。陳龍正は、王陽明以下王學左派などの主張する無善無惡論には強い反対を唱え、この点で王陽明の思想に不満を持っていた。そして無善無惡派の唱える理障説を排除し、実践工夫については朱子学的格物を重視した。<sup>(24)</sup>

さて、崇禎三年（一六三〇）陳龍正是忽然として生生の旨を悟り、生命尊重論者となり、万物一体を説くにいたる。これ以後の彼の郷村活動、特に同善会以下の救済活動を支えたのは、この生生の哲学であった。陳龍正にとっては、学問とは生生の息むことのない心を完うする目的のものであつた。<sup>(25)</sup> またその心を保つことは、飢饉、戦乱などによつて人々の生活が荒廃している時に、門を閉ざして自己の利益のみを考えるのではなく、積極的に郷里の問題に心を動かし、かかわつていいくことだと考えた。また一方で、陳龍正是この考え方により、北方開発や開墾などの農業振興も積極的に主張した。<sup>(26)</sup>

### 三、陳龍正の救荒の実際

陳龍正の居住していた嘉善県の属する嘉興府では、明代数多くの自然災害があつた。明代の嘉興府及び蘇州、松江、湖州、杭州各府にわたる地域における主な自然災害については別表の通りである。（尚、この地域の災害年表

については、筆者は更に精密なものを準備しているが、本稿では紙幅の都合で簡略化した。この表によれば、全地域にわたる大災害は、永樂三年（一四〇三）、景泰五、六年（一四五四、五）、弘治四、五年（一四九一、二）、正德四、五年（一五〇九、一〇）、嘉靖元、二年（一五一二、三）、同二十三—五年（一五四四—六）、万曆十五—七年（一五八七—九）、同三十六年（一六〇八）、天啓四年（一六二四）、崇禎十二—十五年（一六四〇—二）などにおきている。康熙嘉興府志卷二祥異によると、嘉興府における一三六八年から一六四四年までの明代二百七十六年間に発生した自然災害は九十二回、約三・一年に一回の割合である。災害の種類の内分けは水害が五十八回、旱害が二十三回、蝗害十回、風害九回で、七対三の割合で水害が多い。一県の中でも鎮市周辺の地域に被害を与える程度の局地的な水害であれば、殆んど毎年のように起つていたと言える。水害の原因はほとんど台風と長雨（集中豪雨或は長びいた梅雨など）である。また台風や旱害は広範囲にわたる被害を与える場合多かつた。自然災害から受ける被害は、地形にも左右される。嘉善一県でも地形的に北部は低く、南部は高いので、災害の種類は異なり、北部は水害を、南部は旱害を受けやすかつた。<sup>(27)</sup>

十七世紀、特に天啓から崇禎年間にかけて嘉善県はより頻繁に災害にみまわれた。飢饉の原因是、天災と人災の双方に求めることができ、特に水利施設の充実は災害の発生と被害の大小に重大な影響を与えた。この嘉善県の災害の増加は、陳恒力氏によれば水利施設の弛緩が大きな原因となっている。<sup>(28)</sup> また預備倉、常平倉などの穀物備蓄施設が衰廃して機能を失つており、加えて中央政府の緊急救荒対策を行う能力も低下していた。重税による農村の荒廃、貧民と富民の間の差の拡大などの複雑な要因が働いて、この時期の飢饉の増加を招いたと考えられる。

このように災害が頻発する中、陳龍正が主張した救荒とは、

粟貴民饑、帑無可發、官無可處、惟有勸賑一途、以本境之餘、周**本境**之歉、里則周里、村則周村、鄉則周鄉、  
分之似隘、合之實弘、而其要則在巨室倡率。〔陳龍正『幾亭全書』卷四六「復曹縣令梁臯廩」〕

と述べているように、現在飢饉救済を行おうにも官府にはその能力がない。だから里、村、郷といった地域内の郷紳、富室が率先して自らの持つ米、錢を供出して、各地域内に住む被災貧民を救済すべきである、というものであった。つまり、嘉善県内の飢饉対策にあたっては、官の救済に頼らず、地域内の郷紳達が主唱し、主体となつて救荒を行おう、とする姿勢が陳龍正には強くあらわれている。この「本地の富民が本地の貧民を救う説」は、陳龍正の最初の救荒論である崇禎三年（一六三〇）の「庚午急救春荒事宜」<sup>(29)</sup>（三十）の中で主張されたもので、その後も県内の郷紳や地方官にあてた救荒関係の書簡の中で繰り返されている。

この考え方を基礎として、陳龍正が最初に行つた救荒活動は、崇禎三年の嘉善県胥五区での貧民に対する米の支給であった。この年、嘉善県では米価騰貴のため、貧民は豆かすや酒かすを買って食べ、また棉布は安く、棉花は高い、といったありさまであった。<sup>(31)</sup> 当時嘉善県の農民は農家の副業の棉織物手工業を行つて生計を支え、すでに貨幣経済の中に巻き込まれていた。米価が高騰すると、商人達は農民の困窮につけ込んで棉布を買いたいため棉布価格は暴落し、外部から販入される原料の棉花の価格は上つた。<sup>(32)</sup> このように嘉善県の農民は、米価高騰によつてたちまち副業の經營が困難となり困窮におちいった。彼らに対して陳龍正は救済を行おうと考えたが、陳家一家では嘉善全県の救済は到底不可能であった。そこで、祖先が長く住み、親戚も多く、陳家の佃戸が多数居住している胥五区でのみ、被災民に対し米の給与を行つた。<sup>(33)</sup> この時陳家が救済した被災貧民の数は一九三三戸、二九七九人であった。<sup>(34)</sup> ついで同善会が陳龍正の提唱によつて、崇禎四年（一六三一）嘉善県につくられた。夫馬進氏の研究によれば、これ

は高攀龍が組織した無錫の同善会にならつたもので、一年に四回、教化の為の講演を行い、他に貧民救済、死者への施棺、貧窮する生員の救済などの活動を行つた。事業費は同善会会友から寄付を募り、或は陳龍正が寄付した同善莊の収入によつた。同善会の貧民救済活動は勸善教化の目的が強かつたため、救済の対象となる貧民は、孝子、節婦が優先され、不道徳な者は除外された。<sup>(35)</sup> 陳龍正の同善会設立の背景には、生生の哲学があつたが、同時に郷約、保甲の助けとする、という目的もあつた。<sup>(36)</sup> 地域内の治安が年々悪くなる中で、陳龍正は嘉善知県李陳玉と共に保甲を行つべきことを熱心に主張していた。<sup>(37)</sup> 地域内の安寧のためには人心を固めることこそ必要であり、そのためには「富を保ち貧を救う」同善会の救済活動は行われた。<sup>(38)</sup> さらに社倉建設が、崇禎八年（一六三五）知県李陳玉と陳龍正によつて推進された。

ここで嘉善県における明朝の救荒策について振り返つてみる。光緒嘉善県志卷九郵政によれば、明朝は飢饉にして明代二百七十六年間に嘉善県で税糧の蠲免（免除）を四六回（約六年に一回）、賑濟を四五回行つてゐる。一方、賑濟用穀物備蓄施設として預備倉が正統六年（一四四一）に嘉善縣城に建てられた。この預備倉の資本は、知県が富人に米穀を供出させたもので、その後預備倉は衰廃し、かわつて万曆二十四年（一五六六）に常平倉が知県によつて県の四鎮に建てられた。<sup>(39)</sup> しかしこの常平倉も崇禎年間には救荒のための機能を失つていた。

そこで知県李陳玉は社倉を建設することを提唱し、自ら俸給五十両を捐納して資金とし、県内の郷紳に協力を要請した。

崇禎八年、奉旨通行積儲粮艸。知縣李陳玉念庫無存餘、民難加派、乃議立社倉一法。乘青黃不接之時、勸紳士共捐賑濟、陳玉先自輸俸五十兩、出疏一通邑紳、進士陳龍正倡捐三百兩、各紳樂助有差、計可積米一千石。其

出入簿籍、定令紳袍主之、官府勿與、杜衙役侵漁。（『嘉善県纂修啓禎条款』卷二「預備倉糧」）

この嘉善県での社倉建設に大きな役割を果したのが陳龍正であり、自ら三百両を捐納した。この社倉の穀物出入の帳簿は郷紳が管理して官の関与を許さず、管理、運営にあたっては郷紳の主導権が強かつたとも考えられる。また陳龍正は県内より小さな地域である郷や区での社倉建設も提唱しており、この社倉は、

社倉之利、非獨活民、且以彌盜。如一邑若干鄉區、每鄉每區、立一社倉、誠爲至計。賢士大夫、有安和鄉里之心、不可不早議此。（『幾亭全書』卷十四「學言詳記」）

と述べられているように、治盜や人心安定を目的とするもので、保甲の目的と極めて近い。<sup>(40)</sup>

以上のように、嘉善県の同善会、社倉設立にかかわってきた陳龍正が、本格的に救荒活動を行つたのは、崇禎十三年から十五年（一六四〇—一四二）にかけての大飢饉に際してであった。崇禎十三年、長江下流デルタ一帯の各地では長雨などの局地的災害があいつぎ、嘉興府でも日照りと蝗害に苦しんだ。<sup>(41)</sup>この結果、各地で米が減収となり、各府県城では米価がはね上り、嘉善県城でも米価は一石二両以上にまでなった。<sup>(42)</sup>

ところで、この飢饉の際の米価高騰の原因は、単に減収だけに求めることはできない。その背景には、この地域の慢性的な米不足があった。棉布、絹織物などの農村手工業の発達の結果、原料やその他の商品作物植えつけのため米作の耕地面積は減少し、また大小都市が発達し非農業人口が多数存在したため、当地で生産する米穀だけでは食米人口を養うことができなくなつた。このため嘉興府では、

商旅入國問禁、安望荆揚豫章之粟、七八月之間、蔽江而下乎。今日之事、未可以三吳兩浙二視之也。法宜自潤州而上姑蘇者、喜其來而無禁其去、自錢塘而上嚴陵者、愛其入而亦無病其出、商旅庶其出於塗乎。人亦有言、

我郡中人之家、公私之費大半負米相易、不則束手無策。（岳元聲『潛初子文集』卷五「平糴遺議」）

とあるように、日常から七、八月になると湖広、河南などから穀物が輸入されており、鎮江、蘇州、杭州、嚴州などの長江下流デルタ一帯と、米の販入、販出について連関していた。また府内の中人の家では、自家の収入の米穀を市場で売却して生計をまかなっていた。このように米の活発な流通が予測できる状況下では、飢饉による米価高騰の際には様々な米の複雑な動きがあつた。崇禎十三年の米価高騰時にも、米価のやや低い地域から、より高い地域へ、米商人が利ざやを狙つて米を販出したので、蘇州、松江では遏糴（米穀の境外移出禁示令）を行つたが、このため他の地域では米価がますます上った。さらに米商人、郷紳などが米の売りおしみを行つたため、この年、六月の蘇州<sup>(48)</sup>をはじめとして、各地で打ちこわし騒動が頻発したのである。<sup>(49)</sup>

八月、公用で出向いていた河南から嘉善県へ帰つて来た陳龍正は、状況の逼迫していることを知り、「今秋無錫蘇郡以及吳江、各州縣城中、處處大亂、正以鄉紳擁米坐視之故。」（『幾亭全書』卷二五「庚辛救荒平糴事宜」と、打ちこわしの原因は、郷紳が売りおしみをして貧民救済を行わないからだ、と認識した。そこで陳龍正は食糧対策と米価調整策として、嘉善県の農村部で平糴（米の安値売り出し）を行うことを提案した。彼の構想した救荒とは、

謹告爲典戶樂輸平糴事。徽典十戶、奉上司明文、年例積濟荒米一千石。除運日於預備倉專糴付赤脚人丁、約得五百石。餘五百石、奉正堂面諭、分派城外各舗、散糴鄉農、以均利濟。本宦竊見鄉民紛紛陳訴、持錢入市、求糴無門。聞邑中高賢、原勸十典於千石外、合共加糴六百石。今吳朱二典、在西塘、風涇二鎮、加惠已多。吳程八典、悉照原許、共加出四百八十石、欣然樂輸、足徵好誼。因出米之數稍贏、公議、照原定每升二十四文之外、稍益其價以補之、諒鄉農以得糴爲便。旦照時價、所省已多、喜慰當無量矣。（『幾亭全書』卷二五「庚辛救荒平

(難事宜)

とあるように、県内の鎮市などに住む新安商人の質屋<sup>(50)</sup>が上司の命令で年々備蓄用に供出してきた米穀を、それ以外の新たな米と合わせて農村の被災貧民に安く売り出そう、というものである。

翌十四年には、長江下流デルタ一帯はさらに未曾有と言われる大旱害に襲われ、加えて蝗が大発生した。<sup>(嘉善県)</sup><sup>(51)</sup>でも収穫は半減或は全滅し、流民が大量発生する大飢饉となつた。<sup>(52)</sup>県城では米価が天井知らずの高騰を示し、一石三両以上にまでなつた。<sup>(53)</sup>これに対し、県内の郷紳達は陳龍正を中心として会議を開き、嘉善県城での米の安値売り出しを決定し、七月から十月にかけて実施した。

(崇禎十四年) 本邑紳袍會議、減時價之半、平糶賑民。定令有米之家、量力多寡、或百石、或數十石以至數石、各就住居坊所、查覈貧民數目、人給一票、家有二口、日糶米三升、二口二升、一口一升、就近各發本坊米店、駁票糶給。徽商儒士程志才・孫文周各捐賑。又勸諸典鋪布庄、俱分米協濟貧坊貧鄉。自七月起至十月止。不擾不譁、人忘艱歲。(『嘉善県纂修啓祐頃条款』卷二「賑濟」)

県城内の各坊の米を持つ富民は、各自の財力に応じて自分の米を出して、坊内に住む貧民のために米を売り出した。売り出しに先立つて坊内の貧民の数を調査し、救済を受けるべき貧民には票を与え、決められた量の米を米屋で買わせることにした。また新安商人の質屋や布商人も米を供出し、特に貧しい地区での米の売り出しにあたつた。陳龍正によればこのとき売り出された米は約一万石であった。<sup>(54)</sup>

この平糶のときに陳龍正が立てた詳しい計画が残っている。

一曰、確覈貧戸、預給平糶小票。減價之米、專爲本少利薄人。其貲本稍厚者、家中雖無積粟、尚堪照時十五石、

居房貲本五百金左右者、視此爲率、等而上下之。或田產少而居積厚者、不拘此例。

一、催米之任、自認數定後、繳冊歸官、聽總甲挨催發糴。其領坊者、任稽覈、不任催徵。

一、出糴之法、除鄉紳自糴、或發舖隨便外、其餘出米之家、悉發舖行、以便稽覈：（『幾亭全書』卷二五「庚辛救荒平糴事宜」四月公示城坊平糴諭）

治輩勸論貲產、雖使戶田不多、而或鎮房、或居積、或零典、或行商、旁採鄉評、約略估計、准田認糴、故每坊之米、差足供貧戶平糴之用。若專計田發糴、恐出者少而糴者多。（同前書卷二五「庚辛救荒平糴事宜」公復劉敏庵邑尊書）

これによれば、平糴用の米を出すのは県城に住む郷紳と、鎮房、居積、零典、行商などの商人達である。また救済される対象は、資産が十五石、百金以下の貧民であつたことがうかがえる。

以上のような都市における平糴に対し、陳龍正はさらに農村における平糴の実施を主張した。農村の平糴に関しては、詳細な計画は残っているが、実現したかどうかについては問題がある。陳龍正は「郷農窘困、不得比於城坊、少沾平糴之惠、米出於農、而惠不及農、實有不均之歎。昨方與塞菴相國相商、必使各區大戶、亦競發米平糴、乃可免於搶攘耳。」（『幾亭全書』卷四七「復劉敏庵邑尊」）と、貧民の騒動を防ぐ為にも、農村部での平糴を行うべきことを主張した。彼の計画によれば、全県二十区でそれぞれ各区の郷紳が区内の貧民を対象に米を売り出すが、売り出しの前に郷紳達が自らの区内の貧民を調査して票を与え、貧民はこの票によって米を買うというものであつた。<sup>(55)</sup>

このように農村の救済を熱心に主張したことが陳龍正の救荒の特徴の一つであった。彼は県城玉黄坊に住む城居

## 明末、嘉興府嘉善県における救荒について

地主であつたが、その救荒の視野の中には常に農村が含まれていた。陳龍正の救荒理論の中では、都市と農村は歴然と区別されている。例えば『幾亭全書』卷一五「庚午急救春荒事宜」の中で、

或曰、城市何以後之。曰惟農最勞、惟農最貧。居鄉者、大抵農夫、居城市者、大抵工商賈、又宦僕衙役、十居其二。故凶年轉徙溝壑、鄉民爲多、餓死於城市者、不一二見。惟賣菜者流、最無本業、亦須賑農之暇、然後及之。……農家數口、獨賴田入、一逢災傷、更無他營、生涯絕矣。又春望荳麥、秋望禾稻、乘其未登、爲之接濟、暫則月餘、久或數月、可約升斗之數、可定起止之期。若市井中人、原不賴田而食、何時爲當濟之始、何時爲既濟之終。苟非大荒、補助不及、意深遠矣。大荒之歲、極貧之民、平糴則無錢、賑貸則無償、二者皆未足以濟、濟之惟有煮粥・散糧耳。……小荒先散糧於鄉村、大荒兼煮粥於城市、當道會期而煮粥、鄉人畫地而散糧。

と述べているように、飢饉になれば流民となり、或は餓死するのは多くは農村の農民であり、次に都市の野菜売りなどの極貧民である。彼らを救済しようとすると、農民には米の不足する端境期に行えばよいが、都市貧民は一年中飢えていて適切な時期が定めにくい。だから軽い飢饉の時はまず農村で農民に米の支給を行い、大飢饉にはさらに都市で貧民対象に煮粥（たきだし）を行うべきだ、と言っている。陳龍正は、従来飢饉対策が県城などの都市中心になりがちな中で、農村重視を強調したのである。

ところで崇禎十四年の大旱、蝗害は、各方面に深刻な被害を与えた。嘉善県城で最も打撃を受け、困窮したのは、日傭之人夫、野菜売り、乞食といった、定業を持たないその日暮しの最下層の人々であった。彼らは日常から買米人口であったので、米価が高騰すればたちまち生活は成り立たなくなり、彼らの多くは、

我禾頻年水旱、昨歲兼以螟蝗。千里之内、強半無收、米價愈益奇貴、民間掘草根、屑樹皮者、十室而九。其爲

農夫者、猶或忍死須臾、以俟麥秋之熟。其無農業者、半轉徙爲乞丐矣。(『幾亭全書』卷二六「壬午救荒事宜」粥擔述)

というように、乞食となり、流民となつた。さらに、十三、四年の災害によつて近隣の嘉興府桐鄉県から湖州府にかけては、特に大きな被害を受け、「飢えた人は道にあふれ、路傍には死体が林のように並ぶ。」といった悲惨な状況となつた。<sup>(56)</sup>このため湖州府に大量に発生した流民は、府境を越えてやや状況のよい嘉善県に流れ込んで来た。<sup>(57)</sup> 加えて江北などの地域で発生した流民も県城に次々に流れ込んで来た。<sup>(58)</sup>

陳龍正は、県城内のこれら流民、乞食などの最下層貧民の救済を図つたのであるが、平糶策では救済することができなかつた。彼らの多くは、

末世救荒之政、有限米商減價者、是吏胥奸人収其利、而民商俱困也。其尤謬戾者、令貧民照絲票糶米。豈知傭工・乞丐流、不存立錐、不入丁口、有何絲票。今使無絲票者、不得糶、是獨遺天下第一流貧人也。(『幾亭全書』卷二五「庚午急救春荒事宜」)

とあるように、減価された米を買う錢すら持たなかつたからである。また嘉善県に設けられた同善会も、

本邑建同善會、覈貧給單、四季關領、皆本地窮民、有定居、有定業者。乞丐飄流無定、人襍藪繁、平時實難槩及。奈值年荒、凍餓交逼、日斃多命、若不設法拯救、是目前第一等窮苦之人、竟無活路矣。計惟煮粥一節、可以暫延日月。(『幾亭全書』卷二六「壬午春擬煮粥示款」)

とあるように、定業や家を持つ土著の者が救済の対象であり、流民、乞食は対象外であった。そこで、崇禎十五年冬陳龍正はこれらの最下層貧民の救済策として煮粥を計画した。当初、県城の四門の外に粥廠を建て、十二月から

明末、嘉興府嘉善県における救荒について

一月にかけて粥を貧民に与える計画が郷紳達によって立てられた。<sup>(59)</sup>しかし粥を求めて貧民が県城に四集すれば、財源は限られており、また治安上問題があり、疫病の感染などの弊害があつた。そこで、

茲見閣學錢公創行粥擔一法。其法無定額、無定期、亦無定所。毎晨、用白米數斗煮粥、挑至通衢或郊外、凡遇貧乞、令其列坐、人給一杓。約每擔需米五六升、可延五六十人一日之命。(『幾亭全書』卷二六「壬午救荒事宜」粥擔述)

とあるように、たきだした粥を郊外などに担つて歩き、流民や貧民に会えば与えるという粥担法を提案した。この

他には、陳龍正は行きだおれの死体を葬り、乞食収容施設として乞房を建てるなどの救荒計画を立てた。<sup>(60)</sup>

#### 四、おわりに

以上述べたところをまとめて結語にかえたい。明末の嘉善県では飢饉が以前に比べて頻発した。飢饉は天災と人災の双方の原因によるものであり、明末の頻発も主に水利の弛緩と、預備倉、常平倉などの備蓄施設の衰廢、官の救荒行政の不在などの様々な要因が働いたものと考えられる。飢饉頻発の状況下、救荒策は地域の実情に則した合理的なものが考えられるようになつた。浙江省嘉興府嘉善県の陳龍正も地域の飢饉に対し熱心に救荒を行つた一人であった。陳龍正は著名な東林党の人士である高攀龍の強い影響を受け、自身も東林党の人士とみなされており、彼の救荒の背景には生生の哲学があつた。陳龍正は嘉善県で同善会を設立し、社倉建設を推進するなどの活動の後、崇禎十三年から十五年（一六四〇—四二）にかけての大飢饉に際して、県内の被災貧民の救済を行つた。救済の方法は、食糧調達策、或は米価調整策として崇禎三年の農村での散給（米の支給）、同十三、十四年の都市及び農村で

の平糶（米の安値売り出し）また貧民対策として同十五年の煮粥（たきだし）がとられた。

陳龍正の救荒の特徴の第一は、県内の救荒を郷紳が主唱し、主体となつて行つたことである。陳龍正は「本地の富民が本地の貧民を救う」説をと見え、県城の坊、農村の区などの各地域内の富民が自らの財源で、自らの住む地域の貧民を救済する、という方法を主張した。そして救済を行うことによつて地域内の貧民による騒動を防ぐことができる、と保甲と似かよつた効果を期待していた。第二の特徴は、都市と農村における救済を歴然と区別し、それによつて方法も違うべきだ、と主張したことである。そして、従来救荒が都市中心になりがちであつた中で、農村救済を優先すべき事を強調した。第二に、陳龍正は都市貧民を対象に食糧対策として平糶策を行つたのだが、日傭い人夫などのささらに最下層民の救済にも積極的であつた点が挙げられる。

救荒をめぐるファクターは極めて複雑で、本稿で触れることのできなかつた問題点は多い。本稿は、明末の当該地域の飢饉史を描くための一試論である。

#### 注

- (1) 中国の救荒史については、鄧雲特『中国救荒史』三聯書店、一九三五、吉田寅「『救荒活民書』と宋代の救荒政策」『青山博士古稀記念宋代史論叢』省心書房、一九七四、赤城隆治『宋末撫州救荒始末』『中嶋敏先生古稀記念論集』汲古書院、一九八一、王徳毅『宋代災荒的救済政策』中国學術著作獎助委員会、一九七〇がある。また備蓄施設については、曾我部靜雄『宋代三倉及びその他』『東亞經濟研究』十三—十四、一九二九、今掘誠二『支那中世の常平倉』『歴史』十七—十一、十二、十八—一、一九四三、『宋代常平倉研究』『史学雜誌』五六—一〇、十一、一九四三、『宋代社倉制批判』『北京師範大學刊』一、村松裕次『清代の義倉』『一橋大學研究年報』人文科學研究十一、一九六九、山名弘史『清末江蘇省の義倉—蘇州の農備義倉の場合』『東洋學報』五八—一、二、一九七六、家室茂雄『清代社倉制度研究序説』『明代史研究』十一、一九八三、星斌天『清代

## 明末、嘉興府嘉善県における救荒について

- 初期における賑濟諸倉の展開——預備倉と常平倉——』『東洋大学大学院紀要(文学部)』十九、一九八二、森正夫「十八一」二十世紀江西省農村における社倉・義倉についての「検討」『東洋史研究』三三一四、一九七五、安部健夫「米穀需給の研究」「清代史研究」創文社、一九七一、四四四一四五九貢。養濟院などについては、梅原郁「宋代の救済制度」「都市の社会史」ミネルヴァ書房、一九八三、星斌夫「明代の養濟院について」『星博士退官記念中国史論集』星斌夫先生退官記念事業会、一九七八参考。
- (2) 万曆会典卷十七災傷 報勘災傷。
- (3) 同前書卷十七災傷 獨免折徵。
- (4) 同前書卷十七災傷 賑濟。
- (5) 明史卷七八食貨志 役法。
- (6) 清水泰次「預備倉と沿農倉」『東亞經濟研究』六一四、一九二二、星斌夫「預備倉の復興について」『文化』十七一六、一九五三、「明代の預備倉と社倉」『東洋史研究』十八一一、一九五九、「明代の賑濟四倉の相互関係」『東洋大学文学部紀要』三二、「一九七七。
- (7) 万曆会典卷二三預備倉。
- (8) 森正夫「十六一十八世紀における荒政と地主佃戸関係」『東洋史研究』二七一四、一九六九、「明末の江南における『救荒論』と地主佃戸関係」『高知大学芸術研究報告』十七、人文科学、一九六八、「十八世紀における荒政と地主佃戸関係」『高知大学教育学部研究報告』一一二、一九六九。
- (9) 陳龍正「幾亭全書」付録「陳祠部公家伝」
- (10) 同前書卷二六「甲申弭変蠲賑事宜」
- (11) 同前書卷二一「父兄實紀」
- (12) 荒木見悟「陳龍正の思想」『中國哲學論集』一、一九七五、溝口雄二「いわゆる東林派人士の思想」『東京大学東洋文化研究所紀要』七五、一九七八。
- (13) 明人小伝卷三に伝あり。
- (14) 明史卷一八三に伝あり。
- (15) 明史卷三二一に伝あり。

- (16) 明史卷二「四三」に伝あり。
- (17) 明史卷二「四四」に伝あり。
- (18) 陳龍正の均田均役については、濱島敦俊「明末浙江の均田均役法」『明代江南農村社会の研究』東京大学出版会、一九八一参考。
- (19) 同善会については、夫馬進「同善会小史－中国社会福祉史上における明末清初の位置づけのために－」『史林』六五一四、一九八二、「善会、善堂の出発」『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所、一九八二参考。
- (20) 幾亭全書卷二十。
- (21) 明史卷二「五一」に伝あり。
- (22) 明史卷二「五五」に伝あり。
- (23) 東林列伝一一〇、陳龍正の伝は他に、明史卷二「五八」、明儒学案卷六一、小腆紀年十、小腆紀傳十六などにある。
- (24) 註 (12) 荒木前掲論文参照。
- (25) 註 (19) 夫馬前掲論文参照。
- (26) 註 (12) 溝口前掲論文参照。
- (27) 嘉善縣纂修啓祐条款卷一水利
- (28) 陳恒力「補農書研究」一〇二一一一六頁、中華書局、一九五八。明末の水利と飢饉についても。
- Will, Pierre-Etienne (1980), *Bureaucratie et famine en Chine au 18e siècle*. Paris: Mouton / Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales.
- Will, Pierre-Etienne (1980), Un cycle hydraulique en Chine: la province du Hubei du XVIIe au XIXe siècles. *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême Orient*, LXVIII, pp. 261-287.
- (29) 幾亭全書卷二「五」。
- (30) 同前書卷四六「復高鷺磯按臺」、「與戴上慎戸垣」、「致熊汝望撫臺」など。
- (31) 同前書卷二「五」庚午急救春荒事宜」示胥五区貧戸論
- (32) 同前書卷二「五」庚午急救春荒事宜」に、
- 吾邑以紡織爲業、婦人每織布一疋、持至城市、易米以歸。荒年米貴、則布愈賤、各賈乘農夫之急、閉門不收。雖有布、無可賣處。

## 明末、嘉興府嘉善県における救荒について

とある。

(33)

同前書卷二「明發齋偶記」に  
庚午之春、米驟貴、鄉民艱食、聞有拋子女於河者。……乃獨訪賑胥五區、是通邑二十區之一也。余家累世居於此、急令子侄輩分主其事。凡查訪者旬餘日、分給者三日、極貧人給三斗、次貧二斗。凡計貧民一千九百一十三戶、共一千九百七十九人、

散白米六百三十五石。

とある。

註 (19) 夫馬前掲論文参照。

李陳玉「退思堂集」卷五「保甲示」、幾亭全書卷一三二「保甲」

幾亭全書卷四五「致喬聖任按臺」

康熙嘉善縣志卷三公署「預備倉」「常平倉」

嘉善縣纂修啓祐条款卷二「預備倉糧」

註 (37) に同じ。

康熙嘉興府志(二〇〇年刊)卷二祥異。

幾亭全書卷四六「與李喬之潮州司理」

劉石吉「明清時代江南地區專業市鎮」「食貨」月刊復刊八一六・七・八期、一九七八、「明清時代江南市鎮之數量分析」『思興

言』十二八一二、一九七八、川勝守「中國近世都市の社會構造」『史潮』新六、一九七九、「長江デルタにおける鎮市の發達と  
水利」『佐藤博士還暦記念中国水利史論集』国書刊行会、一九八一。

嘉興府嘉善縣出身。(一五五七一六二八)

幾亭全書卷二五「庚辛救荒平糶事宜」啓劉邑尊書

民国双林鎮志卷三一芸文「沈氏奇荒紀事」

幾亭全書付錄「陳祠部公家伝」

崇禎吳縣志卷十一祥異

例えば嘉興縣啓禎兩朝実錄 災傷の条によれば、嘉興県でも米船が強奪されている。

(50) この地方の新安商人の質屋については、藤井宏「新安商人の研究」〔〕『東洋学報』三六一、四五—四六頁、一九五二参照。徽とは安徽省徽州府、典とは質をあらわし、徽典は新安商人の質屋のこと。

(51) 康熙嘉興府志卷二祥異

(52) 幾亭全書卷四六「致熊汝望撫臺」、卷二六「壬午救荒事宜」救飢本論

(53) 同前書卷二五「庚辛救荒平糶事宜」庚辛平糶記

(54) 註(53)に同じ。

(55) 同前書卷二五「庚辛救荒平糶事宜」辛巳六月公議各鄉平糶約に、

平糶一事、行於城坊、未及各區。鄉民嗷嗷、屢呈縣主、業蒙出示勸諭。……每區特請賢達齊集公所、兼議平糶時糶事宜。

一、此舉保富恤貧、與往時總甲・區頭・圩長、舉報大戶事體、全不相同。自縣主送帖、及公共傳約之外、專候臨期面會、別無差役。：

一、本邑二十區、共七百二十八圩、大區約四五十圩、小區二三十圩。任事諸友、大抵以本鄉人、理本鄉事、居址附近、耳

目易周。或領全區、或分領數圩、或就親識中、舉慈祥勤敏者三人、相與共事、悉聽自酌所使。：

一、領袖諸友、各領縣發印信簿一扇、賚赴付近區圩有米之家、聽認平糶若干石。餘外悉聽照時價發糶、惟不得私販出境。：

とある。

(56) 康熙烏程縣志卷六祥異 崇禎十四年的條

(57) 幾亭全書卷二六「壬午救荒事宜」粥擔述

(58) 同前書卷四六「與錢仲馭」

(59) 同前書卷二六「壬午春擬煮粥示款」に、

一、煮粥之期、十二月初一起、正月三十日止。

一、煮粥之地、東門外在大勝寺、西在西林庵、南在三官堂、北在鶴湖書院。

一、煮粥之時、每日卯辰二時、過期不給。：

とある。

(60) 同前書卷二六「壬午救荒事宜」埋齒述、建丐房議、收棄兒法

[附記] 本稿脱稿後に、川勝守「明末、長江デルタ社会と荒政」『西嶋定生博士還暦記念東アジア史における國家と農民』山川出版社、一九八四、が発表され、大いに啓発を受けた。参照して今後より一層論究を深めたい。

## 明末、嘉興府嘉善県における救荒について

付表 嘉興府を含む太湖付近における主な自然災害年表

(嘉は嘉興府、湖は湖州府、杭は杭州府、蘇は蘇州府、松は松江府、◎は大災害を示す。)

発生年	被災地域	災害の種類	正徳四・五(一五〇九・一〇)	
			発生年	被災地域
洪武八 九	(一三七五) (一三七六)	水害	嘉、杭 嘉、湖、杭	嘉湖、杭、蘇、松
永樂一 二・三(一四〇三)	(一四〇三)	水害	嘉、杭、松	嘉湖、杭、蘇、松
正統五 六	(一四〇四・五) (一四〇四)	水害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
景泰五 六	(一四五四) (一四五五)	水害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
天順一 二	(一四五六) (一四五七)	水害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
成化四 六	(一四六〇) (一四七〇)	台風による水害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
嘉、湖、杭、蘇、松	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
旱害	水害	旱害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
旱害のあと水害	旱害のあと水害	旱害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
隆慶二 三	(一五七四)	旱害のあと台風	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
嘉、湖、杭、蘇、松	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
嘉、湖、杭、蘇、松	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
嘉、湖、杭、蘇、松	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松
台風による水害	台風による水害	旱害と蝗害	嘉、湖、杭、蘇、松	嘉湖、杭、蘇、松

發 生 年	被災地域	災害の種類	發 生 年	被災地域	災害の種類
万曆三三（一五七五）	嘉、杭、松	台風	◎万曆三六（一六〇八）	嘉、湖、杭、蘇	水害
六・七（一五七八・九）	嘉、湖、杭	台風	◎天啓四年（一六二四）	嘉、湖、蘇	水害
九（一五八二）	嘉、湖	台風	五（一六一五）	嘉、杭、蘇	旱害
一〇（一五八二）	嘉、湖、杭、松	台風	六（一六一六）	嘉、湖、蘇、松	台風
一一（一五八三）	嘉、湖、杭	旱害	一（一六一八）	嘉、湖、杭、蘇	台風による水害
一二（一五七八・四）	嘉、湖	旱害	崇禎一（一六一八）	嘉、湖、蘇	旱害
一三（一五七八・九）	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害と水害	二（一六一九）	嘉、湖、蘇	旱害
一四（一五七八・九）	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害	三（一六二〇）	嘉、湖、杭、蘇	旱害と蝗害
一五（一五七八・九）	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害	四（一六四二）	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害と蝗害
一六（一五七八）	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害と水害	五（一六四二）	嘉、湖、蘇	旱害
一七（一五八九）	嘉、湖、杭、蘇、松	旱害	六（一六四二）	嘉、湖、杭、蘇	旱害
一九（一五九一）	嘉、湖、杭、松	旱害	七（一六三八・九）	湖、杭、蘇	旱害と水害
二四（一五九六）	嘉、湖、杭	旱害	八（一六三九）	湖、蘇	旱害
二三三・三四（一六〇五・六）	嘉、湖、杭	旱害	九（一六三九）	湖、蘇	旱害

出典：康熙喜興府志（一〇年刊）卷二祥異、光緒嘉興府志卷三五祥異、康熙蘇州府志卷二祥異、康熙松江府志卷五祥異。

同治湖州府志卷四四祥異、民國杭州府志卷八四祥異、